

[事案 17-13] 高度障害保険金請求

- ・平成 17 年 9 月 9 日 裁定申立受理
- ・平成 18 年 4 月 19 日 裁定終了

< 事案の概要 >

両眼の視力が低下し、手術などによる回復も見込めず、実質的に約款に記載する高度障害に該当することから、高度障害保険金等を支払って欲しいとして裁定の申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

右眼視力 0.02、左眼視力 0.3 であるが、中心視力は網膜変性症のためにほとんどなく、手術などによる回復も見込めない。このため、生活視力として機能しない程の高度障害であることは病院でも認めており、実質的に約款に記載する高度障害に該当する。高度障害保険金を 3 回にわたり請求したにもかかわらず、高度障害に関する約款規定「両眼の視力が 0.02 以下で永久に回復できないもの」のみを強調し、視力低下による生活実態面の困難性を無視した「不払決定」は承服しがたく、高度障害保険金および高度障害状態を原因とする育英年金を支払うべきである。

< 保険会社側の主張 >

約款上の高度障害状態「視力を全く永久に失ったもの」とは、「両眼の視力が矯正視力でそれぞれ 0.02 以下になって回復の見込みがない」ことをいう。提出された診断書に基づき高度障害状態になっているかどうか確認しているが、申立人から提出された障害診断書では「視力が右 0.02、左 0.3」と高度障害状態の要件を充足しておらず、高度障害状態ではないと判断せざるを得ない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は審理の結果、下記理由により申立てには理由がないとして、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

申立人から提出された診断書を見る限り、申立人の視力は右眼視力については 0.02 位とされているが、左眼視力は 0.3 とされ、約款規定をそのまま適用すれば、高度障害保険金および育英年金の請求要件に該当しないことは明らかである。

また申立人の主張のとおり、左眼の中心視力に障害があり、これに沿う診断書も提出され、強い障害があって申立人の日常生活行動が相当に制限されることは予想に難しくないが、同診断書によっても不十分ながらも物を見ることができると記載されていることから、約款にいう「視力を全く失った」と同視するべき程度の障害があるような特段の事情は少なくとも現時点では認められない。

(参考) 約款に定める「視力」に関する高度障害保険金の支払対象となる「高度障害状態」は、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」で、視力の測定は万国式試視力表により、一眼ずつ、矯正視力について測定し、「視力を全く永久に失ったもの」とは視力が 0.02 以下になって回復の見込みのない場合としている。請求書類として医師の診断書を必要書類として挙げている。

